

## 公益社団法人 富山県野菜価格安定資金協会定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人富山県野菜価格安定資金協会（以下「協会」）と称する。

#### (事務所)

第2条 この協会は主たる事務所を富山県富山市に置く。

### 第2章 目的および事業

#### (目的)

第3条 この協会は、県産野菜の組織的な計画的生産を推進するため、野菜価格安定基金および交付準備金を造成し、一定の条件のもとに出荷された野菜の販売価額が一定の価額以下となった場合に、野菜の再生産に必要な差額を補填する事業をおこない、もって農業者の経営安定を図ることにより消費者への農作物を安定的に供給することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 野菜安定事業として、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業および地場野菜安定供給事業、産地強化支援事業にかかる基金の造成と管理、並びに価格差補給交付金の交付に関する事業

(2) その他、この協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、富山県内において行なうものとする。

### 第3章 社員

#### (法人の構成員)

第5条 この協会は、この協会の事業に賛同する個人または団体であつて、次条の規定によりこの協会の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### (社員の資格の取得)

第6条 この協会の社員になろうとする者は、名称、代表者名、事務所の所在地を記載した入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 社員は、社員たる資格を失った時または名称、代表者氏名もしくは所在地に変更を生じたときは、遅滞なくその旨を協会に届け出なければならない。

(経費の負担)

第7条 この協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために、社員になった時および毎年、社員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 協会は、社員が次のいずれかに該当するときには、総会の決議を経て当該社員を除名することができる。この場合において、協会は、その総会の日から1週間前までにその社員に対して書面をもってその旨を通知し、かつ総会で弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があったとき。

2 前項の総会の決議は、社員総数の3分の2以上の多数をもってしなければならない。

3 除名の決議があったときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその社員に通知するものとする。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 社員が死亡し、または解散したとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第11条 総会はすべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事および監事の選任または解任

(3) 理事および監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散および残余財産の処分
  - (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
- (開 催)

第13条 総会は定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき代表理事が招集する。

2 社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集通知は、開会の日の2週間前までにその会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面または電磁的記録をもってしなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は当該総会において出席社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもっておこなう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもっておこなう。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事および監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面または電磁的方法による議決権の行使)

第18条 社員は、理事会で定めたときはあらかじめ通知のあった事項につき、書面または電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。
- 3 書面または電磁的方法をもって議決権を行使する場合において、その書面または電磁的記録が社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までには協会に到達しないときは無効とする。

(代理人による議決権の行使)

第19条 社員は、あらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。
- 3 代理人は、代理人を証する書面をこの協会に提出しなければならない。

(決議の省略)

第20条 理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の規定により総会の決議があったとみなされた日から10年間、同項の書面または電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録)

第21条 総会の議事においては、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長および出席した社員の中から選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事および監事は総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、その業務を執行する。

- 2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その職務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終了の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事または監事として権利業務を有する。

(役員解任)

第27条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事および監事は、無報酬とする。ただし常勤の理事に対しては、総会の定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 理事および監事には、費用の弁償をすることができる。

3 報酬および費用の弁償については、代表理事が総会の決議を経て別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務をおこなう。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定および解職

(召集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集通知は、開会の日1週間前までに各理事および各監事に通知しなければならない。ただし、理事および監事の全員の同意があるときは、この限りではない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故あるときは各理事がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事全員が書面または電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし監事が異議を述べたときはこのとおりでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産および会計

(基本財産)

第35条 協会の目的である事業をおこなうために不可欠であって、理事会で定めた財産は、協会の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、協会の目的を達成するため善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会および総会の承認を要する。

(事業年度)

第36条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第37条 協会の事業計画書、収支予算書及び資金調達および設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 代表理事は、前項の事業計画書、収支予算書および資金調達および設備投資の見込みを記載した書類を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

3 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第38条 協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた種類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事の名簿
- (3) 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織および事業活動の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条にもとづき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等にとみなう贈与)

第42条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承認する法人が公益法人であるときは除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの

日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章

(公告の方法)

第44条 協会の公告は、電子公告によりおこなう。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する。

## 第10章 事務局および職員

(事務局の設置等)

第45条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員の任免は、代表理事がおこなう。

4 事務局の組織ならびに運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

## 第11章 附則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人および一般財団法人も関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行にともなう関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 協会の最初の代表理事は、谷川 剛とする。

3. 一般社団法人および一般財団法人も関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行にともなう関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。



#### 4. 平成27年5月25日定款一部変更

本書は、当法人の現行定款に相違ない。

富山県富山市新総曲輪 2番21号

公益社団法人富山県野菜価格安定資金協会

代表理事 細 田 勝 二